

## 健康長寿しまねマスコットキャラクター「まめなくん」着ぐるみ貸出規程

### (主旨)

第1条 この規程は、健康長寿しまねマスコットキャラクター「まめなくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

### (貸出対象)

第2条 着ぐるみの貸出し対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 島根県及び島根県が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 島根県の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない健康福祉活動に使用するとき。
- (3) 島根県又は島根県の関連団体と協働で取り組む事業に使用するとき。
- (4) 県民の健康づくり、医療・福祉活動、その他公益上の観点から適当と認めるとき。

### (借用申込の提出)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、あらかじめ「着ぐるみ借用書」を島根県健康福祉部健康推進課長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

### (使用の承諾)

第4条 管理者は前条による申請が、着ぐるみ貸出対象に適当と認めた時、貸出承諾する。着ぐるみ借用の可否については、借用希望者から提出のあった借用申請書の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。

### (使用料)

第5条 使用料は無料とする。ただし送付を希望する場合、運搬にかかる経費は使用者(申請者)で負担する。

### (遵守事項)

第6条 借用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (2) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

### (原状回復)

第7条 借用期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

### (附則)

この規定は、平成30年3月9日から施行する。